

静岡県告示第653号

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）第9条第1項の規定により、令和6年静岡県告示第57号（令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来する法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税並びに軽油引取税について、令和7年10月31日とする。

令和7年10月7日

静岡県知事 鈴木 康 友

県 名	地 域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町